

別表1 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業（実施要領第2関係）

| メニュー | 事業実施主体 | 補助率 | 補助対象 | 採択要件 | 備考 |
|----------------------|------------------------|--|--|---|--|
| 1 ふくしまのもも担い手ステッアップ事業 | 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 | ア 定額 (1,500円/時間) | (1) 共同防除組織等の担い手確保・育成 共同防除組織等の新たなオペレーターの確保等に必要経費 ア 新たなオペレーターの賃金 イ 新たなオペレーターの資質向上に係る経費 研修等への参加に必要な経費（旅費、宿泊費、日当、参加負担金、資料費等） | (1) 共同防除組織等において共同作業による薬剤防除を実施しており、事業実施年度から新たにオペレーターを確保する取組であること。 | ○共同防除組織等とは、集落から複数の集落程度の範囲を基本に農業者等で構成される組織で、地域の防除暦に薬剤防除について防風設備等の設置や春型枝病斑の除去の徹底などを組み合わせた総合防除について話し合いに基づく地域ぐるみの取組に関する合意が得られている組織。 ○1の(1)のアは、共同防除組織等からオペレーター報酬として支払われた金額と補助単価(1,500円/時間)と薬剤防除従事時間により算出される金額のいずれか少ない方の金額とする。 ○1の(2)は、5～7月の期間に春型枝病斑の除去に従事した時間により支払われた賃金と補助単価(20千円/10a)と従事時間により算出される金額のいずれか少ない方の金額とする。 ○1の(1)、(2)及び2の取組は、1団体等あたり最大2カ年、本事業に取り組むことができる。 |
| | | 定額 (20千円/10a) | (2) 地域ぐるみの春型枝病斑の除去実践 共同防除組織等の合意に基づき新たな雇用を活用して春型枝病斑の除去に係る雇用賃金。 | (1) 共同防除組織等の構成員が、前年よりも雇用者数を増加させ春型枝病斑の除去に取り組むものであること。 (2) 事業に取り組むほ場の果実被害の発生を事業実施翌々年までに20%以下とする計画であること。 (3) 団体等による合意に基づく春型枝病斑の除去の実践を事業実施年を含め3年以上継続して取り組む計画であること。 | |
| | | 1/2以内 | (3) 共同薬剤防除の高度化 共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・施設の導入に係る経費。 スピードスプレーヤー、エンジンポンプ、貯水タンク、直管パイプ、クランプ、その他薬剤散布の時間短縮が期待される簡易な設備導入に必要な機械・資材等 | (1) 共同防除組織等において共同作業による薬剤防除を実施しており、事業実施翌々年までに共同防除に要する時間を短縮する計画であること（防除面積が同一である場合）、または防除面積が増加する計画であること。 | |
| 2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業 | | 5/6以内 ただし防風設備は833千円/10aを上限とする。 | (1) 防風設備等の導入 共同防除組織等の合意に基づき計画的に整備する防風設備等の導入のために要する経費。 防風ネット、防風林、多目的防災網の防風設備、雨よけハウス等設置に必要な資材購入費、設備設置に要する重機等のリース料(ただし短期間の借り上げに限る)及び燃料費等 | (1) 総合的防除として、話し合いと合意に基づき地域ぐるみで春型枝病斑の除去等を実施する計画を有すること。 (2) 共同防除組織等の複数の構成員が取り組む複数のほ場において効果的に設置する原則おおむね20a以上の防風設備等の設置であること。 (3) 事業に取り組むほ場の果実被害の発生を事業実施翌々年までに20%以下とする計画であること。 | |
| | | ア 定額 (10/10) イ 定額 (220千円/10a以内) | (2) 品種構成の改善 ア 「あかつき」中心の品種構成改善を目的に共同防除組織等が実施する改植・新植のために要する経費。 苗木代、深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費等 イ アの改植・新植に伴い発生する未収益期間の栽培管理に要する経費。 未収益期間の栽培管理費 | (1) 新植の場合は「あかつき」以外の品種の導入のみを対象とする。 (2) 改植の場合は「あかつき」から「あかつき」以外の品種への改植を対象とする。 (3) 改植・新植の取組面積は1カ所あたり地続きでおおむね2a以上とする。 | |